

交流文化学科

免許教科（英語）

免許法施行規則に定める科目区分等		本学の部門	本学の開設科目	単位	チェック	中学校			高等学校			
						必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択	
教科に関する専門的事項	英 語 学	英 語	Wonders of the English Language I	2		2		8	2		8	
			Wonders of the English Language II	2		2			2			
			Communicative Grammar I	1								
			Communicative Grammar II	1								
	英 語 文 学	トランスナショナル文化	英語圏の文学と文化	2		2				2		
		英 語 学 科	イギリスの文学と文化	2								
			アメリカの文学と文化	2								
	英 語 コミュニケーション	英 語	Debate and Public Speaking I	2		2				2		
			Debate and Public Speaking II	2		2			2			
			Discussion and Presentation	2								
	異 文 化 理 解	概 論	交流文化概論（ツーリズム）	2								
			交流文化概論（トランスナショナル文化）	2		2			2			
		ツ ー リ ズ ム	ツーリズム・リテラシー論	2								
		トランスナショナル文化	トランスナショナル文化論	2								
各教科の指導法 （情報通信技術の活用を含む。）		教 職 関 連 科 目	英語科教科教育法Ⅰ	2		2		0	2		0	
			英語科教科教育法Ⅱ	2		2			2			
			英語科教科教育法Ⅲ	2		2			2			
			英語科教科教育法Ⅳ	2		2			2			
免許法施行規則に定める単位数 中学：28 高校：24		中学校・高等学校教諭Ⅰ種免許状取得要件 本学の最低修得単位数				20	0	8	20	0	8	
						28			28			

○本表は、2024年度入学者から適用する。

本学において免許取得に必要な単位数

		教育の基礎的理解に関する科目等 (P.186～187)	大学が独自に設定する科目 (P.188)	教科及び教科の指導法に関する科目 (P.192)	合計
中学 英語	法定単位	27	4	28	59
	本学の最低修得単位	32	2*	28	62
高校 英語	法定単位	23	12	24	59
	本学の最低修得単位	28	0*	28	56 (4単位不足**)

* 「教育の基礎的理解に関する科目等」または当該教科の「教科及び教科の指導法に関する科目」において法定単位数以上に修得した分を、「大学が独自に設定する科目」として充当できる。

** 合計単位が不足のため、「教育の基礎的理解に関する科目等」、「大学が独自に設定する科目」、当該教科の「教科及び教科の指導法」のいずれかから残り4単位を要修得。中学校教諭Ⅰ種免許状を取得する場合は、「道徳教育の理論と実践」、「教育実習Ⅱ」、「介護ボランティアの理論と実践」の単位を算入できる。